

改正

平成15年4月10日規則第41号

平成16年4月1日規則第22号

平成18年7月10日規則第66号

平成20年3月31日規則第16号

平成20年11月28日規則第68号

平成24年3月29日規則第15号

平成29年3月29日規則第8号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証の申請）

第2条 法第10条第1項の申請書の様式は、設立認証申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 条例第2条各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

4 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（申請書類の縦覧場所）

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の縦覧の場所は、総合政策部生活・協働・男女参画課とする。

（縦覧期間中の補正）

第4条 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書（別記様式第1号の2）を知事に提出してするものとする。

2 前項の補正書に添付する補正後の書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第

7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(登記完了の届出)

第5条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、登記完了届出書(別記様式第2号)を知事に提出してしなければならない。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を、それぞれ添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書(別記様式第3号)を知事に提出してしなければならない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の認証の申請)

第7条 法第25条第4項の申請書の様式は、定款変更認証申請書(別記様式第4号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 第4条の規定は、法第25条第3項の認証について準用する。この場合において、第4条第2項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び第28条第1項に規定する事業報告書等」とする。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書(別記様式第5号)を知事に提出してしなければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書(別記様

式第5号の2)を知事に提出してしなければならない。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書(別記様式第5号の3)を知事に提出してしなければならない。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第11条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、総合政策部生活・協働・男女参画課において行うものとする。

2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書(別記様式第5号の4)を知事に提出してするものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書(別記様式第6号)に同条第3項に規定する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(解散の届出等)

第13条 条例第6条第1項及び第2項の届出書の様式は、それぞれ解散届出書(別記様式第7号)及び清算人就任届出書(別記様式第8号)によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を得ようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(別記様式第9号)を知事に提出してしなければならない。

(清算終了の届出)

第15条 条例第7条の届出書の様式は、清算終了届出書(別記様式第10号)によるものとする。

(合併の認証の申請)

第16条 法第34条第4項の申請書の様式は、合併認証申請書(別記様式第11号)によるものとする。

2 第2条第2項から第4項まで及び第4条の規定は、法第34条第3項の認証について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する法人及び合併によって消滅する各法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの

間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(検査職員証)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、検査職員証(別記様式第12号)によるものとする。

(認定の申請)

第19条 法第44条第2項の申請書の様式は、認定申請書(別記様式第13号)によるものとする。

2 法第44条第2項に規定する書類のうち、同項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第20条 法第51条第3項の規定による申請は、認定の有効期間の更新申請書(別記様式第14号)を知事に提出してしなければならない。

2 法第51条第5項において準用する法第44条第2項(第1号に係る部分を除く。)に規定する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(認定法人の役員の変更等の届出等に係る特例)

第21条 第6条第1項及び第2項、第8条第1項、第9条第1項並びに第10条第1項の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人(以下「認定法人」という。)について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(第23条第4項において「非所轄認定法人」という。)がこれらの規定による届出又は提出を知事にするとき準用する。

2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第6条第3項、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しないものとする。

3 法第52条第2項の規定による書類の提出は、定款変更の認証を受けた場合の提出書(別記様式第15号)を知事に提出してしなければならない。

(認定法人の代表者の氏名の変更の届出)

第22条 法第53条第1項の規定による届出は、代表者変更届(別記様式第16号)を知事に提出してしなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第23条 条例第8条の規定による書類の提出は、役員報酬規程等提出書(別記様式第17号)を知事

に提出してしなければならない。

2 条例第9条の規定による法第54条第3項の書類の提出は、助成金の支給を行った場合の実績の提出書（別記様式第18号）を知事に提出してしなければならない。

3 前2項の書類には、副本1通を添えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄認定法人が知事に書類を提出する場合について準用する。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しないものとする。

（役員報酬規程等の閲覧及び謄写）

第24条 法第56条の規定による閲覧及び謄写は、総合政策部生活・協働・男女参画課において行うものとする。

2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書（別記様式第19号）を知事に提出してするものとする。

（特例認定の申請）

第25条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする法人は、特例認定申請書（別記様式第20号）を知事に提出しなければならない。

2 法第58条第2項において準用する法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）に規定する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（特例認定法人に関する規定の準用）

第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により特例認定特定非営利活動法人（以下「特例認定法人」という。）に法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第21条第3項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項又は第2項の書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

（合併の認定の申請）

第27条 法第63条第3項の規定による申請は、合併認定申請書（別記様式第21号）を知事に提出してしなければならない。

（電磁的記録による備置きの方法）

第28条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げる

いずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 法人は、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

第29条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第30条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月10日規則第41号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第22号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

総務部秘書課	総合政策本部秘書広報課
総務部広報広聴課	総合政策本部秘書広報課
総務部市町村課	地域生活部市町村課
企画調整部企画調整課	総合政策本部総合政策課
企画調整部地域振興課	地域生活部地域振興課
企画調整部総合交通課	地域生活部総合交通課
企画調整部統計課	総合政策本部統計調査課
企画調整部情報政策課	地域生活部情報政策課
企画調整部国際政策課	地域生活部国際政策課
企画調整部文化振興課	地域生活部生活・文化課
生活環境部生活環境課	地域生活部生活・文化課
生活環境部女性青少年課	地域生活部青少年男女参画課
生活環境部同和对策課	地域生活部人権同和对策課
生活環境部環境政策課	環境森林部環境管理課
生活環境部環境対策推進課	環境森林部環境対策推進課
福祉保健部社会援護課	福祉保健部国保・援護課
福祉保健部保健業務課	福祉保健部健康増進課
農政水産部営農指導課	農政水産部営農支援課
農政水産部農村建設課	農政水産部農村計画課
農政水産部農地整備課	農政水産部農村整備課
林務部林政企画課	環境森林部環境森林課
林務部木材振興課	環境森林部山村・木材振興課
林務部森林保全課	環境森林部自然環境課
林務部森林土木課	環境森林部森林整備課
林務部山村対策室	環境森林部山村・木材振興課
宮崎県婦人相談所	宮崎県女性相談所
宮崎県東京物産観光センター	宮崎県東京事務所

附 則（平成18年 7 月10日規則第66号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第68号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

4 この規則の施行の際現に存する（中略）第 7 条の規定による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（中略）の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成24年 3 月29日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成29年 3 月29日規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第2条関係）

設立認証申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所又は居所

氏名 ④

電話番号

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考） 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

補 正 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所若しくは居所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊟
電話番号

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する第10条第3項）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

（備考）

- 1 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

登記完了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

当法人の設立（合併）の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する第13条第2項）の規定により届け出ます。

役員の変更等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第23条第1項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

（備考）

- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動又は改姓若しくは改名の別を記載し、補欠又は増員によって就任した場合は、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合は、再任とだけ記載すること。
- 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合は、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 「住所又は居所」の欄には、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

定款変更認証申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

内 容		理 由
変更前の条文	変更後の条文	

（備考） 変更しようとする時期を定めている場合は、変更予定年月日を記載すること。

定款変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

内 容		理 由
変更前の条文	変更後の条文	

変更年月日 年 月 日

様式第5号の2（第9条、第21条及び第26条関係）

定款変更登記完了提出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第25条第7項）の規定により、提出します。

様式第5号の3（第10条、第21条及び第26条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

電話番号

当法人の前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第29条）の規定により、提出します。

閲覧等請求書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名

住所

（法人その他の団体にあつては、名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧（謄写）について、特定非営利活動促進法第30条の規定により、次のとおり請求します。

1 閲覧（謄写）を請求する 特定非営利活動法人の名称	
2 1のうち写しの交付を請求する特定非営利活動法人の名称	
3 写しの交付請求枚数	枚
※ 収入証紙貼付欄	

（備考） ※収入証紙貼付欄には、写しの交付手数料に相当する宮崎県収入証紙を貼付すること。

解散認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

当法人を解散することについて認定を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

解散届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

当法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

（備考） 1には、解散事由の区分（社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡又は破産手続開始の決定）を明記すること。

清算人就任届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名 ㊟

電話番号

当法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

㊟

当法人の残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

（備考） 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第10号（第15条関係）

清算終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

当法人の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

合併認証申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

甲 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

電話番号

乙 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

㊟

電話番号

上記法人を合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考） 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

様式第12号（第18条関係）

（表）

検 査 職 員 証	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 50px;">3 cm</div> <div style="position: absolute; left: 50px; top: 50px; width: 80%; height: 80%; border: 1px solid black;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">写</div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60%; height: 60%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">真</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 1.2em; margin-left: 5px;">押 出 ス タ ン プ</div> </div> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-end;"> <div style="margin-bottom: 5px;">番 号 第 号</div> <div style="margin-bottom: 5px;">発 行 日 年 月 日</div> <div style="margin-bottom: 5px;">有 効 期 限 年 月 日</div> <div style="margin-bottom: 5px;">所 属 名</div> <div style="margin-bottom: 5px;">職 名</div> <div style="margin-bottom: 5px;">氏 名</div> </div>
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項及び第64条第1項の規定による特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査を行う者であることを証明する。</p>	
宮崎県知事 印	
8.5 センチメートル	

6センチメートル

（裏）

特定非営利活動促進法抜粋
<p>（報告及び検査）</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（中略）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

認 定 申 請 書

宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話 () — FAX () —	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	⑩	
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
	認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
特例認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電話 () — FAX () —			
〒 電話 () — FAX () —			

代 表 者 変 更 届

<p>年 月 日</p> <p>宮崎県知事</p> <p>殿</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>〒</p> <p>電話（ ） ー</p>
	<p>（フリガナ）</p>	
	<p>法人名</p>	
	<p>（フリガナ）</p>	
	<p>代表者の氏名</p>	<p>Ⓜ</p>
	<p>認定（特例認定）の有効期間</p>	<p>自 年 月 日</p> <p>至 年 月 日</p>
<p>代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（第62条において準用する第53条第1項）の規定により届け出ます。</p>		
<p>異動年月日</p>	<p>変更後の代表者の氏名及び住所</p>	<p>変更前の代表者の氏名及び住所</p>

様式第17号（第23条及び第26条関係）

役員報酬規程等提出書

<p>年 月 日</p> <p>宮崎県知事</p> <p>殿</p>	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —	
	(フリガナ)			FAX () —	
	名 称				
	(フリガナ)				
	代表者の氏名				⑩
	認定（特例認定）の有効期間	事業年度			
自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日				
<p>特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項）の規定により提出します。</p>					
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄		⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)			⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
			⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	認定基準等チェック表（第3表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。		
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			「役員 の 状況」第3表付表1		
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引			監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2		
			認定基準等チェック表(第4表)(初葉)		
④ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表(第5表)			
		認定基準等チェック表(第7表)			
		欠格事由チェック表			

閲覧等請求書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名

住所

（法人その他の団体にあつては、名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員等報酬規程等の閲覧（謄写）について、特定非営利活動促進法第56条（第62条において準用する第56条）の規定により、次のとおり請求します。

1 閲覧（謄写）を請求する 認定（特例認定）特定非営 利活動法人の名称	
2 1のうち写しの交付を請 求する認定（特例認定）特 定非営利活動法人の名称	
3 写しの交付請求枚数	枚
※ 収入証紙貼付欄	

（備考） ※収入証紙貼付欄には、写しの交付手数料に相当する宮崎県収入証紙を貼付すること。

合併認定申請書

宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ）－ FAX（ ）－	
	（フリガナ）		
	申請者の名称		
	（フリガナ）		
	代表者の氏名	⑩	
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	<input type="checkbox"/> 認定の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定	自 年 月 日 至 年 月 日	
事業年度	月 日～ 月 日		
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので、同条第3項の規定により申請します。			
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話（ ）－ FAX（ ）－		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話（ ）－ FAX（ ）－		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話（ ）－ FAX（ ）－		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

